

第 10 章 環境保全のための措置

第10章 環境保全のための措置

本事業では、工事中及び供用時の環境影響要因に対し、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り低減するために、種々の環境保全のための措置を講じるとともに、緑の回復育成を図る計画である。環境保全のための措置の内容を表10-1(1)～(5)に示す。

表10-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
地球環境	温室効果ガス	施設の稼働（供用時）	・プラスチック資源循環施策等の廃棄物減量施策により、ごみ排出量の減量化を図る。 ・廃棄物の焼却により発生する余熱を利用し、高効率発電を行い、施設内での利用や余剰電力の売電を行う。 ・隣接するヨネッティー堤根に蒸気を供給し、余熱の一部を場内の給湯等に利用する。 ・計画施設は、建物の断熱によりエネルギー使用量を削減する。 ・プラットホーム、ごみピット、炉室等は自然光を採光できる構造とする。 ・計画施設の照明、プラント設備や空調設備等は省エネルギー型のものを積極的に採用する。 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入する。 ・廃棄物処理施設における脱炭素化に向けた取組として、新たに整備する堤根処理センターではCO₂分離回収設備を導入する。
		建設機械の稼働（工事中）	・建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を行う。 ・建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等により施工する。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による排出ガス性能の低下を防止する。
大気	大気質	工事用車両の走行（工事中）	・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底する。 ・工事用車両は、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による排出ガス除去性能の低下を防止する。

表10-1(2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
大気	大気質	排ガスの排出 (供用時)	・バグフィルタ、触媒脱硝装置等の処理効率の高い最新の排出ガス処理設備の導入を図り、関係法令に適合することはもとより、運転管理を徹底し、大気汚染物質及びダイオキシン類等の発生並びに排出を可能な限り抑制する。 ・排出ガスの計画諸元は、法規制値はもとより、既存の堤根処理センターよりも厳しい値または同等の値を公害防止自主基準値として設定する。 ・煙突から排出する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀については、供用後、連続測定または定期的な監視を行い、公害防止自主基準値を順守していることを確認する。 ・煙突の高さは、一般に、建物によるダウンウォッシュが発生しないとされる建物高さの2.5倍以上の地上100mとする。
		排ガスの排出 (供用時)	・ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込み、燃焼による臭気成分の分解を行う。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等について基準を定めて燃焼管理を行い、安定的な燃焼を確保する。
	悪臭	廃棄物の貯留 (供用時)	・ごみピット及びプラットホームには脱臭装置を設置し、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧する。 ・プラットホームの洗浄を適宜行う。 ・脱硝にあたってアンモニアを吹き込む場合は、適切な運転管理を実施することにより未反応分のアンモニアの発生を抑制する。
地盤	変状	工事の影響 (工事中)	・近接工事に先立って既設構造物の適切な許容変位量(設計値)を設定し、設計値の40%程度以下の変位量を管理値として、管理値以下となるように施工方法を検討する。 ・工事期間中は、地盤の変位等について、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて追加の対策を行う。
土壌汚染	土壌汚染	工事の影響 (工事中)	・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界付近に仮囲いや防じんネット等を設置し、必要に応じて、散水やシート掛け等を行う。 ・汚染土が確認された範囲での、既存施設の地下構造物の解体にあたっては、搬出するコンクリートがら等を搬出前に洗浄する。 ・汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理する。 ・事後調査項目として、土壌汚染を選定し、今後実施する土壌調査の結果を明らかにするとともに、汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法等に基づき適切な措置を講じるとともに、その結果を報告する。
騒音・振動・低周波音	騒音	建設機械の稼働 (工事中)	・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用する。 ・建物の解体にあたっては、施設ごとに防音パネルを設置する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械による負荷を極力少なくするため、施工方法や手順等を検討する。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による騒音の発生を防止する。

表10-1(3) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
騒音・振動・低周波音	騒音	工事用車両の走行（工事中）	・工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による騒音を防止する。
		施設の稼働（供用時）	・機器類は可能な限り低騒音型の機器を採用し、主な発生源となる機器は建屋内へ設置する。 ・蒸気タービン（本体、発電機）や排ガス循環送風機、押込送風機、二次送風機などの機器については、内側に吸音処理を施した部屋に収納するなどの対策を講じる。 ・施設の出入口にはシャッターを設けて、夜間や休日などについてはシャッターを閉める。 ・設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による騒音の発生を防止する。
	振動	建設機械の稼働（工事中）	・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械による負荷を極力少なくするため、施工方法や手順等を検討する。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による振動の発生を防止する。
		工事用車両の走行（工事中）	・工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による振動を防止する。
		施設の稼働（供用時）	・誘引送風機等の大型の送風機やタービン発電機等は、基礎構造を強固にする、防振ゴムを設置するなどの対策を行う。 ・設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による振動の発生を防止する。
	低周波音	施設の稼働（供用時）	・低周波音の発生源となる送風機、発電機及びタービン等については、建屋内への収納など、既存施設と同様の対策を行う。 ・低周波音の発生源強度を極力低減するよう、騒音・振動対策型の設備機器の採用に努める。 ・施設出入口にはシャッターを設け、夜間及び休日についてはシャッターを閉める。 ・設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による低周波音の発生を防止する。

表10-1(4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
廃棄物等	一般廃棄物	施設の稼働(供用時)	・川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別回収の徹底、ごみの減量化や資源化に努めることで、ごみ焼却量を抑制し、発生する焼却灰及び焼却飛灰の減量に配慮する。 ・プラスチック資源循環施策等の廃棄物減量施策により、ごみ排出量の減量化を図る。 ・焼却灰については、最終処分基準を設定し、焼却飛灰は、薬剤固化等により重金属類の溶出防止処理を行ったのち搬出を行う。
	産業廃棄物	工事の影響(工事中)	・工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材等、可能な限り再使用型資材を使用することにより、廃棄物の発生量を低減する。 ・発生する建設廃棄物は、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理に適した業者に委託することにより極力資源化を行う。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を行う。
	建設発生土	工事の影響(工事中)	・建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する。 ・建設発生土は、可能なものは市が発注する他の工事現場の埋戻土等として再利用する。 ・工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。
緑	緑の質	緑の回復育成(供用時)	・現状の地盤を植栽基盤として使用する場合には、粗耕運や施肥等の土壌改良を行う。 ・樹木の維持管理計画を定め、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。 ・良質な客土により必要土壌量を上回る量の土壌を確保し、植栽基盤を整備する。
	緑の量	緑の回復育成(供用時)	・住宅地に面する部分等は周辺環境との調和を図るため、在来種を中心とした中高木等を選定することを基本とし、周辺住宅地等との緩衝帯を創出する。 ・堤根敷地及び柳町敷地で使用する植栽樹種を統一する等緑化地間の連続性や景観上の効果に配慮する。 ・樹木の維持管理計画を定め、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。
景観	景観	建築物等の存在(供用時)	・施設の詳細な計画にあたっては、建物高さをできるだけ低く抑えるように配慮する。 ・煙突は、現在の赤と白の塗色ではなく、より景観に配慮した色彩とし、建屋の色彩はアースカラーを使用する等周辺景観と調和したデザインとする。 ・フェンスの外側に公開空地を整備し、新たな緑化空間を創出する。 ・川崎市景観計画、川崎市公共空間景観形成ガイドライン等に基づき、色彩等の配慮を行う。 ・大きな壁面を分節化することにより圧迫感を軽減させる。 ・周辺道路からの視線仰角度内に植栽し、視覚的な高さの緩和を図る。 ・外構フェンス、門扉、植栽計画等、統一性のあるデザインとする。 ・外壁および屋上に設備機器を設ける場合、直接外部から見えない構造とする。

表10-1(5) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
構造物の影響	日照 阻害	建築物等の存在 (供用時)	・ 建築基準法に規定される日影規制を踏まえ、日影の影響が小さくなるよう建物等の形状、高さ等について配慮する。
	テレビ 受信障害	建築物等の存在 (供用時)	・ 受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画施設によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施する。 ・ 工事中におけるクレーンの未使用時は、ブームを電波到来方向に向けるなど、適切な障害防止対策を講じる。 ・ 電波障害の予測地域以外についても、計画施設に起因する電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な対策を講じる。
地域交通	交通安全、 交通混雑	工事用車両の走行 (工事中)	・ 工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努める。 ・ 工事用車両の運転者に対して、交通事故の多く発生している箇所や歩行者等の横断に配慮するよう指導等を行うといった交通安全教育を行う。 ・ 登校時間帯には、工事用車両の走行台数が少なくなるよう配慮するなど、児童の安全確保に努める。 ・ 工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うとともに、運行経路を指定する。 ・ 通勤等に係る車両については、工事業者に相乗りを促進し、周辺への交通負荷を軽減する。
安全	火災、 爆発、 化学物質の 漏洩等	施設の稼働 (供用時)	・ 安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育・訓練を徹底する。 ・ 緊急時の対応など、ISO14001に適合した環境マネジメントシステムを構築し、運用する。

第 11 章 環境配慮項目に関する措置

第11章 環境配慮項目に関する措置

第8章で選定した環境配慮項目に関する措置は、表11-1(1)、(2)に示すとおりである。

表11-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	措置の内容	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	○ 建築物等の耐震性を確保するとともに、災害時でも自立して稼働できるように非常用発電機の設置や必要な薬品等の備蓄を行う。 ○ 地震感知器を設置し、一定以上の揺れを感じた時は、ごみ処理を自動的に停止できるシステムを構築する。 ○ 計画地内には、非常時の電源を確保し、災害時でも使用できるトイレや照明等を設置する。また、防災備品を配備する。
生物多様性	—	○ まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取り組みを進めるため生き物を呼ぶ木々及び水盆等を選定・配置し、生物の生息・生育環境となる新たな緑を計画地内に整備する。 ○ 既存緑地や周辺で良好に生育している在来種を中心した植栽樹種を採用するとともに、剪定、除草・草刈等の維持管理は、生物の良好な生息・生育環境の創出にも配慮し実施する。
地球温暖化対策	○ 川崎市グリーン購入推進方針に基づく資材の調達を行うとともに、建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、温室効果ガスの排出を抑制する。 ○ 工事用車両のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な温室効果ガスの排出を防止する。	—

表11-1(2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	措置の内容	
	工事中	供用時
気候変動の影響への適応	—	○ 施設のプラント設備や空調設備等は省エネルギー型の採用に努めるとともに、ごみ焼却の余熱による高効率発電や蒸気利用を行うなど、エネルギーの効率的利用により排熱の排出低減に努める。 ○ 計画地内の緑化地は現状以上の緑化率を確保することにより人工被覆の改善をすることで暑熱対策を行うとともに、雨水貯留槽の設置により治水・水害対策を行う。 ○ 主要な電気設備は、浸水対策として必要な高さを確保して整備する。
酸性雨	○ 適切な施工計画により、建設機械及び工事用車両の効率的な稼働を促進する。 ○ 工事用車両のアイドリングストップを指導する。 ○ 建設機械の稼働、工事用車両の走行に関して、排出ガス対策型建設機械や最新排出ガス規制適合車両の採用に努める。	○ 最新の排出ガス処理設備の設置などの対策により、環境関係法令よりも、さらに厳しい自主基準を遵守し、酸性雨原因物質の排出削減に努める。 ○ 収集車等の関連車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底するとともに、最新の自動車排出ガス規制適合車を採用するように努める。
資源	○ 建設資材について、極力再生品を採用し、コンクリート型枠等は再利用に努めるなど資源の有効利用の推進を図る。	○ 雨水を貯留し緑地への散水に用いるなど資源の有効活用を図る。 ○ 節水型機器の採用などにより水資源の有効活用を図る。 ○ 川崎市グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の購入を行う。

第 12 章 環境影響の総合的な評価

第12章 環境影響の総合的な評価

本事業は、安定的かつ効率的な3処理センター体制の構築に向け、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設を整備することを目的とする。

計画地は、川崎区の北西端及び幸区の南端に位置し、現在は、堤根処理センターとして使用している。計画地南東側は東海道本線及び京浜東北線、南西側は南武支線、北西側は横浜市の境界線と接している。

計画地周辺は住宅地や鉄道等となっており、計画地周辺の主要な道路網は、南東側約500mに一般国道15号（第一京浜）、北西側約500mに一般国道1号（第二京浜）、北東側約500mに県道川崎町田線（一般県道140号線）が通っている。最寄駅は、計画地南東側約300mに位置する京急本線及び南武支線の八丁畷駅、北東約1.0kmに位置する東海道本線の川崎駅である。

第8章「環境影響評価項目の選定等」に基づき選定した環境影響の調査、予測及び評価を実施する項目について、環境影響評価を行った結果を表12-1(1)～(8)に示す。

環境に対して負荷を生じる可能性のある温室効果ガス、大気質、悪臭、地盤（変状）、土壤汚染、騒音、振動、低周波音、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照阻害、テレビ受信障害、地域交通（交通安全、交通混雑）、安全の項目に対しては、公害防止等に関する法令の基準を順守することはもとより、環境負荷低減のための措置を講じる計画であり、これにより影響が低減され、環境保全目標を満足するものと考えられる。また、緑については、在来種を中心として、既存緑地や周辺で良好に生育している樹木を選定するなど、緑の連続性を考慮し、周辺環境と調和した緑を創出することとしており、これにより適切な緑の回復育成がなされる。

さらに、予測評価項目以外にも、地震時等の災害、生物多様性、地球温暖化対策、気候変動の影響への適応、酸性雨、資源に関して、事業内容と立地環境特性を勘案して各種の措置を講じる計画である。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した廃棄物処理施設の建替事業であると評価する。

表12-1(1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果	
地球環境	温室効果ガス	< 供用時 > 本事業の実施にあたっては、廃棄物の焼却により発生する廃熱を利用して、高効率発電を行い、施設内での利用、余剰電力の売電及び蒸気利用を行う計画であり、ごみ焼却処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は53,656.7t-CO₂/年、発電及び蒸気利用によって、温室効果ガスの削減（29,471.3t-CO₂/年）に貢献し、購入電力消費の抑制、売電及び蒸気利用による温室効果ガスの削減貢献は排出量の54.9%に相当するものと予測する。 さらに本事業では、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や廃棄物処理施設における脱炭素化に向けた取組として、新たに整備する堤根処理センターではCO₂分離回収設備を導入するなどの環境保全のための措置を講じることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価する。
大気	大気質	< 工事中 > 建設機械の稼働に係る長期将来濃度は、本事業による最大付加濃度にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、二酸化窒素が0.040ppm（日平均値の年間98%値）、浮遊粒子状物質が0.045mg/m³（日平均値の2%除外値）となり、環境保全目標（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足するものと予測する。 建設機械の稼働に係る短期将来濃度は、本事業による最大付加濃度にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度（1時間値）で二酸化窒素が0.168ppm、浮遊粒子状物質が0.063mg/m³となり、環境保全目標（二酸化窒素：0.1ppm～0.2ppm以下、浮遊粒子状物質：0.20mg/m³以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用することや建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとはないと評価する。 工事用車両の走行に係る大気質への影響は、本事業による付加濃度に、バックグラウンド濃度等を加えた将来濃度の最大は、二酸化窒素が0.034ppm（日平均値の年間98%値）、浮遊粒子状物質が0.043mg/m³（日平均値の2%除外値）となり、いずれも環境保全目標（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとはないと評価する。

表12-1(2) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
大気	大気質 < 供用時 > 排ガスの排出に係る長期将来濃度は、本事業による最大付加濃度に、バックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、二酸化硫黄が0.003ppm（日平均値の2%除外値）、二酸化窒素が0.038ppm（日平均値の年間98%値）、浮遊粒子状物質が0.041mg/m³（日平均値の2%除外値）、ダイオキシン類が0.015026pg-TEQ/m³（年平均値）、水銀が0.002398μg-Hg/m³（年平均値）となり、いずれも環境保全目標（二酸化硫黄：0.04ppm以下、二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下、ダイオキシン類：0.6pg-TEQ/m³以下、水銀：0.04μg-Hg/m³以下）を満足するものと予測する。 排ガスの排出に係る短期将来濃度は、本事業による最大付加濃度にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化硫黄が0.0035ppm（接地逆転層崩壊時）、二酸化窒素が0.0295ppm（接地逆転層崩壊時）、浮遊粒子状物質が0.0175mg/m³（接地逆転層崩壊時）、塩化水素が0.0034ppm（接地逆転層崩壊時）となり、環境保全目標（二酸化硫黄：0.1ppm以下、二酸化窒素：0.1ppm～0.2ppm以下、浮遊粒子状物質：0.2mg/m³以下、塩化水素：0.02ppm以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、バグフィルタ、触媒脱硝装置等の処理効率の高い最新の排出ガス処理設備の導入を図り、関係法令に適合することはもとより、運転管理を徹底し、大気汚染物質及びダイオキシン類等の発生並びに排出を可能な限り抑制するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。
	悪臭 < 供用時 > 排ガスの排出に伴う悪臭は、いずれの気象条件においても、臭気指数は10未満、アンモニアは0.1ppm未満となり、環境保全目標を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込み、燃焼による臭気成分の分解を行うなどの環境保全のための措置を行うことから、排ガスの排出に伴う悪臭は、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度となるものと評価する。 計画施設では、既存の堤根処理センターと同様の対策を講じるなどの悪臭防止対策を講じる計画である。また、既存の堤根処理センターにおける現地調査では、特定悪臭物質の濃度が悪臭防止法に基づく敷地境界の規制基準を満足しており、臭気指数についても10未満となっていた。これらのことから、計画施設における廃棄物の貯留に伴う悪臭は、特定悪臭物質の濃度は悪臭防止法に基づく規制基準を満足し、臭気指数は10未満となり、環境保全目標（特定悪臭物質：敷地境界で規制基準以下、臭気指数：敷地境界で15以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、ごみピット及びプラットホームには脱臭装置を設置し、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧するなどの環境保全のための措置を講じることから、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度になるものと評価する。

表12-1(3) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地盤	変状	<工事中> 本事業では、敷地周辺の住宅等に配慮し、掘削工事に先立ち仮設土留矢板等を施工する。その後、掘削を行い、アースアンカー等により山留めをした後、杭基礎等を含めた建築物を構築する。また、掘削深度が深いごみピット部分については、剛性や遮水性の高い山留め壁等を打設し、地盤を安定させる。さらに掘削工事の進捗に合わせ、山留め壁側面への土圧に対する補強を適切に行い、山留め壁の変形を抑制する。 これらの山留め工法は、建設工事や土木工事において一般的に採用されている工法であり、実施にあたっては、必要な地質調査を行い適切に施工することから、十分に安定性を確保できるため、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に影響を及ぼすことは少ないと予測する。 さらに、工事期間中は、地盤の変位等について、定期的にモニタリングを行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価する。
土壌汚染	土壌汚染	<工事中> 本事業では、既存の堤根処理センターの解体・撤去及び計画施設の建設に先立ち、土壌調査を行う。その際に土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づき、運搬にあたっては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）」（令和3年5月 環境省）を遵守する。これらから、適切な汚染土の処理・処分を行うものと予測する。 さらに、本事業では、汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。
騒音・振動・低周波音	騒音	<工事中> 建設機械の稼働に係る騒音レベルの最大値は、堤根敷地北側の敷地境界で71デシベルとなり、環境保全目標（85デシベル以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、建設機械は可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。 工事用車両の走行に係る騒音レベルは、62.2～72.7デシベルとなり、地点3及び地点4については環境保全目標（環境基準）を満足するものと予測する。なお、地点1及び地点2については将来騒音レベルが環境保全目標（環境基準）を超過するものの、現況騒音レベルが環境基準を超過または同程度となっており、工事用車両の走行に係る騒音レベルの増加量は、0.1～1.6デシベルと予測する。 これに対し、本事業では、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

表12-1(4) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
騒音・振動・低周波音	騒音	< 供用時 > 施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、堤根敷地南西側の敷地境界で49デシベルとなり、すべての時間区分で環境保全目標（昼間：65デシベル以下、朝・夕：60デシベル以下、夜間：50デシベル以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による騒音の発生を防止するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
	振動	< 工事中 > 建設機械の稼働に係る振動レベルの最大値は、堤根敷地西側の敷地境界で57デシベルとなり、環境保全目標（75デシベル以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。 工事用車両の走行に係る振動レベルは、43.3～51.6デシベルとなり、いずれの地点も環境保全目標（70デシベル以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境の保全に支障のないものと評価する。 < 供用時 > 施設の稼働に伴う振動レベルの最大値は、堤根敷地南東側の敷地境界で55デシベルとなり、いずれの時間区分とも環境保全目標（昼間：65デシベル以下、夜間60デシベル以下）を満足するものと予測する。 さらに、本事業では、設備機器の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による振動の発生を防止するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
	低周波音	< 供用時 > 施設の稼働に伴う低周波音は、既存施設との比較による予測結果より、計画施設において環境保全目標（心身に係る苦情に関する参照値及び物的苦情に関する参照値）を満足するものと予測する。 さらに本事業では、低周波音の発生源強度を極力低減するよう、騒音・振動対策型の設備機器の採用に努め、低周波音の発生源となる機器は、建屋内へ収納を行うなど既存施設と同様に環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

表12-1(5) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果	
廃棄物等	一般廃棄物	< 供用時 > 施設の稼働に伴う一般廃棄物としては焼却に伴う焼却灰があり、最大処理能力500 t /日の場合において、焼却灰と焼却飛灰を合わせて15,500 t /年が発生すると予測する。これらについては、浮島埋立事業所にて埋立処分を行う。なお、焼却飛灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行う。その他、排水処理設備から発生する汚泥については、自己処理（焼却）する計画である。 さらに、本事業では、川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別回収の徹底、ごみの減量化や資源化に努めることで、ごみ焼却量を抑制し、発生する焼却灰の減量に配慮するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。
	産業廃棄物	< 工事中 > 建設工事に係る産業廃棄物の発生量の予測結果は、既存施設の解体撤去工事に伴い28,620 t、計画施設の建設工事に伴い1,252 t、合計29,872 tの廃棄物が発生するものと予測する。このうち、29,239 tは資源化を行う計画であり、資源化率は97.9%と予測する。また、ダイオキシン類やアスベストについては、必要な措置を講じたうえで除去作業を実施するとともに、発生した廃棄物については、「廃棄物処理法」等の関係法令に基づき埋立処分を行うなど、適正に処分する計画である。 さらに、工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材等、可能な限り再使用型資材を使用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
	建設発生土	< 工事中 > 建設工事に係る建設発生土の量は、約151,910m³と予測する。 建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約151,910m³を計画地外に搬出する。建設発生土の処分については「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。 さらに、建設発生土は、可能なものは市が発注する他の工事現場の埋戻土等として再利用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

表12-1(6) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
緑	緑の質	< 供用時 > 主要な植栽予定樹種は、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合し、良好な生育を示すものと予測する。 また、いずれの地点も植栽用土としての物理的特性は適正であるものの、地点2、地点3及び地点4においてはコンクリート塊状物や鉄筋などの夾雑物が多く混入しており、植物根の伸長阻害がある。さらに、土壌量が少ないため保肥力や保水力に乏しく乾燥被害や養分欠乏等の生育障害が発生する可能性が高い。これらのことから、都市型森林ゾーン及び緩衝帯ゾーンの一部は植栽土壌としては適正ではなく、植栽にあたっては土壌を入れ替える必要があると予測する。なお、植栽必要土壌量は約4,137m³と予測し、植栽土壌はすべて良質な客土及び人工土壌を用いて、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適当であると予測する。 なお、現状の地盤を植栽基盤として使用する場合には、粗耕運や施肥等の土壌改良を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。
	緑の量	< 供用時 > 本事業の緑化計画による緑被率は約25.0%となり、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく緑被率(25.0%)を満足するものと予測する。また、緑化計画における植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足するとともに、植栽樹種は在来種を中心として、既存緑地や近隣地で良好に生育している樹種を選定するなど、緑の連続性を考慮し、周辺環境と調和した緑を創出するものと予測する。 さらに、本事業では、住宅地に面する部分等は周辺環境との調和を図るため、在来種を中心とした中高木等を選定することを基本とし、周辺住宅地等との緩衝帯を創出するなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。
景観	景観	< 供用時 > 本事業は、既存のごみ焼却処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設を整備するものであり、建物や煙突の配置等も現状と概ね同様であることから、主要な景観構成要素の改変は生じず、地域景観の特性の変化は少ないものと予測する。 また、代表的な眺望地点からの眺望の変化については、計画地近傍では計画施設の煙突や建屋が視認されるものの、現況でも既存の堤根処理センターの煙突や建物が視認されており、煙突や建物のデザインをより景観に配慮したものとすることで、周辺環境と調和した市街地景観が形成され、眺望の変化は小さいものと予測する。 さらに、施設の詳細な計画にあたっては、川崎市景観計画、川崎市公共空間景観形成ガイドライン等に基づく配慮を行うなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺環境と調和の保たれた景観となるものと評価する。

表12-1(7) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
構造物の影響	日照 障害	< 供用時 > 計画施設（煙突を含む）による、冬至日における平均地盤面での日影の状況を予測した結果、日影の影響を受ける既存建物は381棟であり、その内訳は、日影時間が1時間未満が313棟、1時間以上2時間未満が36棟、2時間以上3時間未満が16棟、3時間以上4時間未満が15棟、4時間以上5時間未満が1棟と予測する。特に配慮すべき施設等については、日影時間が1時間未満が北西側に1施設（ぶれすと尻手はいくえん）、北東側に2施設（ゲートタワーローズ保育園、川崎幸病院）あり、1時間以上となる施設は存在しない。 また、計画施設（煙突を含まない）による冬至日における平均地盤面での等時間日影図は、平均地盤面で日影規制の基準に適合するものと予測する。 さらに、施設の詳細な計画にあたっては、建築基準法に規定される日影規制を踏まえ、日影の影響が小さくなるよう建物等の形状、高さ等について配慮するなどの環境保全のための措置を講じることにより、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。
	テレビ 受信障 害	< 供用時 > 計画施設による地上デジタル波のテレビ受信障害予測範囲は、東京スカイツリー局（広域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約846mで発生するものと予測する。東京スカイツリー局（県域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約1,234mで発生するものと予測する。横浜局からの遮へい障害範囲については、敷地内と予測する。なお、反射障害は発生しないと予測する。遮へい障害地域に含まれる棟数は東京スカイツリー局（広域局）が18棟、東京スカイツリー局（県域局）が65棟、横浜局が0棟であり、合計65棟と予測する。当該範囲内の建物については、既にケーブルテレビや既設建物による共聴施設に加入している。計画施設による衛星放送の受信障害予測範囲は、計画施設の北東方向に障害範囲が発生するものと予測する。 本事業の実施にあたっては、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画施設によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講じることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないものと評価する。

表12-1(8) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果	
地域交通	交通安全、交通混雑	<工事中> 工事用車両の走行に係る交通安全への影響に関しては、工事用車両の主要な走行ルートが川崎小学校区、南河原小学校区、幸町小学校区のほか、川崎中学校区、南河原中学校区に位置しており、一部が川崎小学校、南河原小学校及び幸町小学校の指定通学路となっている。また、工事用車両の主要な走行ルートについては、概ねマウントアップ、ガードポール等により歩車分離がなされており、横断歩道設置箇所には信号機が設置されている。さらに工事用車両の主要な走行ルートでは、交差点等において自動車による事故が発生している。これらのことから、工事用車両の主要な走行ルートにおいて歩行者に対する安全への配慮が必要になるものと予測する。 これに対し、本事業では、工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努めるなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。 工事用車両の走行に係る交通流への影響に関しては、工事中の将来予測交通量による交差点需要率は0.179～0.629であり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率を下回るものと予測する。また、工事中の将来予測交通量による車線別の混雑度は0.069～0.914であり、円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ると予測する。 さらに、本事業では、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うとともに、運行経路を指定するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	<供用時> 計画施設では、危険物等を取り扱うことから、関係法令等に基づき、使用・管理について安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立する計画としている。また、同様な安全対策を講じている既存の堤根処理センター及び市内の各処理センターでは、緊急事態及び事故に対し適切な対応及び措置を講じており、安全に関する重大な事故等は生じていないことから、事故防止及び安全管理が確保されるものと予測する。 さらに、本事業では、安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育・訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講じることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるものと評価する。

第 13 章 事後調査計画

第13章 事後調査計画

1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが環境の状況等について調査を行い、予測・評価結果との検証を行うとともに、事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合、新たな環境保全措置を検討・実施すること等により環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的としている。

2 事後調査の項目

本事業は第1種行為に該当し、川崎市環境影響評価等技術指針により事後調査を行うこととされている。また、事後調査を行う項目は、影響の程度が大きい項目、予測等の不確実性の高い項目を選定することとされている。

「第9章 環境影響評価」の結果を踏まえ、事後調査を行う評価項目は、表13-1に示すとおりとする。

表13-1 事後調査を行う評価項目

評価項目	環境影響要因	対象時期	事後調査を行う理由
大気質	排ガスの排出	供用時	排ガスの排出に伴う大気質の予測結果は環境保全目標を満足しているが、長期平均将来濃度については、予測結果の確認を行うため、事後調査を実施する。
土壌汚染	建設工事等の影響	工事中	土壌汚染の状況の確認を行うとともに、土壌汚染があった場合には、汚染土の処理・処分が適切に行われているかを確認するため、事後調査を実施する。
緑の質	緑の回復育成	供用時	計画地に回復育生する樹木等が良好に生育していること確認するため、事後調査を実施する。
産業廃棄物	建設工事等の影響	工事中	解体撤去工事に伴う産業廃棄物は適切に処理する計画としているが、ダイオキシン類やアスベスト等について処理・処分が適切に行われているかを確認するため、事後調査を実施する。

3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表13-2に示すとおりとする。

表13-2 事後調査の内容

評価項目	環境影響要因	調査項目	調査時期	調査頻度	調査位置	調査方法
大気質	排ガスの排出	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類、風向・風速の状況	ごみ焼却処理施設の稼働状況が代表的と考えられる時期	最大付加濃度出現地点付近が風下となる南寄りの風が卓越する傾向にある夏季に1回7日間連続	最大付加濃度出現地点付近の1地点	現地調査と同等の方法
土壌汚染	建設工事等の影響	土壌汚染の有無、汚染土の処理・処分の状況	土壌汚染に係る調査及び対策等を行う時期	1回	計画地内	関係資料の整理
緑の質	緑の回復育成	樹木活力度、樹木等の維持管理状況	供用開始後から概ね3年後	1回	計画地内	現地調査と同等の方法
産業廃棄物	建設工事等の影響	産業廃棄物のうち、ダイオキシン類等及びアスベストの種類、発生量及び処理・処分方法	既存施設の解体撤去工事の期間	1回（解体工事完了後）	計画地内	関係資料の整理

4 事後調査報告書の提出時期

事後調査の結果を記載した報告書については、調査が終了したのちに速やかに提出する。

第 14 章 関係地域の範囲

第14章 関係地域の範囲

関係地域の範囲は、本事業によって環境への影響を及ぼすおそれのある地域として、想定される大気質の影響範囲とし、表 14-1及び図 14-1に示す地域とする。

影響を及ぼすおそれのある地域とした範囲は、以下の根拠に基づき設定した。

- ・排ガスの排出による大気質の最大付加濃度が出現する距離（半径約900m）の2倍となる約1.8kmの範囲を含む町丁目とした。

表 14-1 関係地域の範囲

市名	区名
川崎市	川崎区 小田栄1丁目、小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、駅前本町、砂子1丁目、砂子2丁目、本町1丁目、本町2丁目、堀之内町、宮本町、東田町、日進町、小川町、南町、堤根、下並木、池田1丁目、池田2丁目、京町1丁目、京町2丁目、京町3丁目、渡田山王町、元木1丁目、元木2丁目、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田新町3丁目、渡田向町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、渡田東町、宮前町、新川通、境町、貝塚1丁目、貝塚2丁目、榎町、富士見1丁目、富士見2丁目
	幸区 戸手本町1丁目、戸手本町2丁目、紺屋町、遠藤町、戸手4丁目、河原町、中幸町1丁目、中幸町2丁目、中幸町3丁目、中幸町4丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、堀川町、柳町、大宮町、南幸町1丁目、南幸町2丁目、南幸町3丁目、神明町1丁目、神明町2丁目、都町、塚越4丁目
横浜市	鶴見区 佃野町、上末吉1丁目、上末吉2丁目、上末吉3丁目、下末吉1丁目、下末吉2丁目、下末吉3丁目、下末吉4丁目、下末吉5丁目、下末吉6丁目、江ヶ崎町、矢向1丁目、矢向2丁目、矢向3丁目、矢向4丁目、矢向5丁目、矢向6丁目、市場上町、市場東中町、市場西中町、市場下町、市場大和町、市場富士見町、尻手1丁目、尻手2丁目、尻手3丁目、菅沢町、栄町通2丁目、栄町通3丁目、栄町通4丁目、平安町1丁目、平安町2丁目、元宮1丁目、元宮2丁目、鶴見中央2丁目、鶴見中央3丁目

第 15 章 条例準備書に対する市民意見等の 概要と指定開発行為者の見解

第15章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 条例準備書の縦覧等

本事業に係る条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所は、表15-1に示すとおりであり、令和6年2月5日から3月21日までの46日間縦覧された。

また、縦覧期間中に開催した説明会の開催日時及び周知方法は表15-2に示すとおりである。

表 15-1 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和6年2月5日（月）～3月21日（木）（縦覧期間46日間）
縦覧場所	川崎市：環境局環境評価課、川崎区役所、川崎区役所田島支所、幸区役所 横浜市：環境創造局環境影響評価課、鶴見区役所

表 15-2 説明会の開催日時及び周知方法

	第1回	第2回
開催日時	令和6年2月25日（日） 10時00分～11時30分	令和6年2月26日（月） 18時30分～20時00分
場 所	かわさき老人福祉・地域交流センター （ふれあいプラザかわさき内）2階ホール（川崎区堤根34番地15）	
参加人数 （来場者数）	39名	18名
説明会開催の 周知方法	説明会開催の案内は、以下の方法により周知した。 ①ポスティング 約134,000世帯へ各戸配布（表15-3参照） ②川崎市市政だより・広報よこはま 川崎市市政だより令和6年2月号全市版、広報よこはま鶴見区版令和6年2月号に掲載 ③川崎市ホームページ 令和6年2月5日より環境局施設部施設建設課ホームページに掲載 ④ポスター掲示 令和6年2月5日から縦覧終了まで川崎市内の関係区役所及びその出張所、市民館、図書館等川崎市の施設に掲示（表15-4参照） ⑤その他 堤根処理センターを中心に半径1.8km内の町内会・自治会連合会等への周知	
条例準備書の 内容の周知方法	・説明会出席者に対し、条例準備書から抜粋した図表等を基に作成した説明会用スライドを用いて説明した。 ・説明用スライドを印刷したものを資料として配布した。	

表 15-3 ポスティング箇所一覧

堤根処理センターを中心に半径 1.8km 内の地区	
市名	区名
川崎市	川崎区 小田栄 1 丁目、小田 1 丁目、小田 2 丁目、小田 3 丁目、 小田 4 丁目、駅前本町、砂子 1 丁目、砂子 2 丁目、本町 1 丁目、 本町 2 丁目、堀之内町、宮本町、東田町、日進町、小川町、 南町、堤根、下並木、池田 1 丁目、池田 2 丁目、京町 1 丁目、 京町 2 丁目、京町 3 丁目、渡田山王町、元木 1 丁目、 元木 2 丁目、渡田新町 1 丁目、渡田新町 2 丁目、 渡田新町 3 丁目、渡田向町、渡田 1 丁目、渡田 2 丁目、 渡田 3 丁目、渡田 4 丁目、渡田東町、宮前町、新川通、 境町、貝塚 1 丁目、貝塚 2 丁目、榎町、富士見 1 丁目、 富士見 2 丁目
	幸区 戸手本町 1 丁目、戸手本町 2 丁目、紺屋町、遠藤町、 戸手 4 丁目、河原町、中幸町 1 丁目、中幸町 2 丁目、 中幸町 3 丁目、中幸町 4 丁目、幸町 1 丁目、幸町 2 丁目、 幸町 3 丁目、幸町 4 丁目、堀川町、柳町、大宮町、 南幸町 1 丁目、南幸町 2 丁目、南幸町 3 丁目、神明町 1 丁目、 神明町 2 丁目、都町、塚越 4 丁目
横浜市	鶴見区 佃野町、上末吉 1 丁目、上末吉 2 丁目、上末吉 3 丁目、 下末吉 1 丁目、下末吉 2 丁目、下末吉 3 丁目、下末吉 4 丁目、 下末吉 5 丁目、下末吉 6 丁目、江ヶ崎町、矢向 1 丁目、 矢向 2 丁目、矢向 3 丁目、矢向 4 丁目、矢向 5 丁目、 矢向 6 丁目、市場上町、市場東中町、市場西中町、市場下町、 市場大和町、市場富士見町、尻手 1 丁目、尻手 2 丁目、 尻手 3 丁目、菅沢町、栄町通 2 丁目、栄町通 3 丁目、 栄町通 4 丁目、平安町 1 丁目、平安町 2 丁目、元宮 1 丁目、 元宮 2 丁目、鶴見中央 2 丁目、鶴見中央 3 丁目

表 15-4 ポスター掲示箇所一覧

川崎市内の関係区役所及びその出張所、市民館、図書館等川崎市の施設に掲示	
区名	掲示場所
川崎区	川崎区役所、川崎図書館、教育文化会館、田島支所、堤根処理センター
幸区	幸区役所、幸図書館、幸市民館

2 意見書による意見の提出状況

川崎市環境影響評価に関する条例第19条の規定に基づく期間において、条例準備書について環境保全の見地からの意見を有する者からの意見書が4名5通が提出された。

3 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

本章では、市民意見等の概要と、意見に対する指定開発行為者の見解をまとめており、その構成は以下のとおりとした。

記載例

意見項目分類

意見書の内容を項目毎に分類し、その主旨を箇条書きにまとめた。

(1) ○○○○について

ア ○○○について	
①○○○○○○○	
②○○○○○○○	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
①○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
②○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

上記の分類に該当する意見を記載した。

意見に対する指定開発行為者の見解を記載した。

(1) 環境影響評価について

(1) 環境影響評価について ①大気質について ②地盤について ③日照阻害について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 大気質について	
〔工事中の大気質について〕 建設機械の稼働に関する大気質への影響予測については、結果から認識できました。 解体撤去工事を含めた工事期間中の総合的な大気質への影響予測および評価の実施と結果の開示を希望します。 また、万が一の健康被害等における保証についても方針の策定をお願いいたします。 ※2/26の近隣住民説明会では解体撤去工事に関する影響は、工事方法に関する説明に留まり、具体的な数値レベルでの説明がなされませんでした。	工事中の大気質の予測については、解体撤去工事を含めた一連の工事内容の中から工事の種類や使用機械の種類、台数等を考慮して、周辺環境への影響が大きくなると想定される時期として、本体工事（杭工事、基礎工事、地下躯体工事、煙突工事）を対象に予測を行いました。（条例評価書222頁～237頁）。解体撤去工事については、ダイオキシン類等及びアスベストの飛散防止対策として、施設全体を外部から隔離するとともに、管理区域内の空気を高性能フィルターを通して処理を行い、除去中は法令に基づき施設周囲での漏洩が無いかどうかの測定を行いながら工事を行うなど、周辺に影響を及ぼさないように作業を実施します。 また、整備工事期間中は騒音、振動、粉塵の計測を行い、基準値（条例評価書315頁、348頁）を設定し工事を進めてまいります。

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
私は堤根処理施設に隣接する。ヨコハマオールパークス（1425世帯・15階建て）に居住し12年です。引っ越し時にはすでに処理施設は稼働しており、悪臭にも我慢する以外ありませんでした。同じくJR線路の反対側は11階建て（700世帯有） 今回の建て替えに於いては同様の事例は起きないことを願い2月25日の説明会を聞きました。それにも関わらず私の質問に市の担当者をはじめ、同席の調査会社も答えられませんでした。それは70/83から73/83について質問です。施設の北・北西側900mまで（川崎市）施設の南側は横浜市ですが調査対象含まれておりません。横浜市の環境局との調整もしていないとの回答です。我々に健康被害が及ぶならば神奈川県並びに横浜市へ相談することになり、冬季の季節風は私共の方向へ流れます。川崎臨海部の工場排煙を毎日見っていますが煙突の排煙は10m/風速では上空ではなく下降しております。 横浜市環境局へ資料も提出相談しました。諮問委員会の皆様方の適切判断を希望致します。	大気質の現地調査地点については、当地域の主風向（北北西や南、南南西）を考慮し、この方向を中心に周辺4地点を設定しています。横浜市域は、計画地の西南西側の地点として、元宮さわやか公園で調査しています。（条例評価書176頁～178頁）。 また、ご意見にある強い横風を想定としたケースとして、ダウンウォッシュ時^{注)}の予測を行っており、いずれの場合も環境基準等を満足するものと予測しています。（条例評価書262頁、263頁）。また、本事業では、強い横風でも煙が下降しないように、煙突出口の吐出速度を29.7m/秒とすることや、排ガス温度を高い温度（170℃）とし、排ガスの上昇効果を確保できるよう配慮します。 排ガスの排出や廃棄物の貯留に伴う悪臭についても、いずれも規制基準を満足するものと予測しています。（条例評価書277頁、281頁）。臭気についても、ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹き込み、燃焼による臭気成分の分解を行うとともに、ごみピット及びプラットホームには脱臭装置を設置し、休炉時など必要に応じて消臭剤を噴霧するなどの対策を講じることにより、周辺への影響のないように努めてまいります。 なお、本事業の環境影響評価手続における縦覧については、本市の環境評価課と横浜市みどり環境局環境影響評価課が調整を行いながら進めております。

注) 煙突からの排煙は、排出ガス吐出速度の1/1.5以上の強風が発生すると煙突自身の後方にできる負圧域に引き込まれて地上に吹き付けられることがあります。この現象をダウンウォッシュといいます。

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
② 地盤について	
昨今、地震や工場による地盤液状化や地盤沈下が問題になっておりますが、堤根近辺の地盤も、元々は用水路があったりして、地盤が緩いと思われます。 工事中に地盤沈下などな現象が起きないように、期間中は、定期的な定点観測をお願いしたい。	地盤の液状化につきましては、地震が起因で起きる現象になります。本事業については、鉄道（JR東海道本線、JR南武支線等）に近接しており、掘削工事に伴う地盤変状が発生した場合、列車の運行にも支障があることから、十分に配慮した対応を実施することとしております。詳細な施工方法等については、今後、検討を行うこととしておりますが、「掘削深度が深いごみピット部分については剛性や遮水性の高い山留め壁等を打設し、地盤を安定させる。」、「掘削工事の進捗に合わせ、山留め壁側面への土圧に対する補強を適切に行う。」などの対策を講じてまいります。さらに、地盤面より下の工事期間中は、地盤の変位等について、定期的にモニタリングを行い、地盤沈下などの現象が起きないように工事を実施してまいります。
③ 日照障害について	
時刻日影図から、近隣戸建て住宅への影響があると認識した。 本件において、太陽光発電設備を有する場合、新たに影響が生じる時間帯における保証はどのように考えているか。	日照障害については、建設をするための基準である建築基準法に準じて予測・評価を行いました。計画敷地周辺は準工業地域となっており、本事業における日影について建築基準法の日影規制に適合しており、補償は考えていません。また、今回の計画建物の日影にて著しい影響を与えないと評価していますが、今後行う実施設計にて影響が可能な限り小さくなるように配慮してまいります。
〔日照障害に関する影響について〕 100mにもおよぶ煙突の日照障害について、『神奈川県環境影響評価技術指針解説 第10 日照障害』に基づく、煙突（工作物）の日照障害に関する影響調査および結果の開示をお願いします。 また、日照障害の影響が考えられる場合の健康被害または経済的損失等に関する保証についても方針の策定をお願いいたします。 ※2/26の近隣住民説明会では、工作物は建築基準法の対象外とお話があり、具体的な調査もせずに長時間の日照障害に及ばないという予測のもと回答いただきました。神奈川県で指針として決めていらっしゃるようですので、県内の市として、指針に従い影響調査および結果の開示をお願いしたい次第です。 参考）神奈川県環境影響評価技術指針解説 第10日照障害 https://www.pref.kanagawa.jp/documents/20665/10nissyau.pdf	神奈川県環境影響評価技術指針解説では、冬至日の日影の時刻及び時間の変化の状況を予測すること等が示されており、これは川崎市環境影響評価等技術指針と同様の内容となっています。本事業は川崎市環境影響評価に関する条例の対象であり、川崎市環境影響評価等技術指針に基づき、環境影響の予測評価を行っております。 条例評価書においては、煙突を含めた冬至日の日影の予測を行っており、時刻別日影図は条例評価書472頁に、等時間日影図は条例評価書473頁にそれぞれ示しております。 煙突を含めた日影の影響については、影響の生じる範囲の大部分は1時間未満であり、計画地周辺の住居が位置する場所においては最大で5時間未満となっています。 周辺地域に著しい影響を及ぼすことは無いと考えていますが、今後行う実施設計にて影響が可能な限り小さくなるように配慮してまいります。

(2) 事業計画の概要について

(1) 事業計画の概要について	
①建設地について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
① 建設地について	
今や住宅地と化している堤根周辺に於いて、清掃センターを改修せずに影響世帯が少ない多摩川沿い（等々力や小向、中瀬等）に移設するような検討は無かったのか？ 川崎市の貨物列車を活用し、臨海部で一括して焼却処理するのも今後のゴミ処理施設の問題解決にならないか？ご検討頂きたい。	本市は南北に細長い地形となっており、市内に4つの処理センターをバランスよく配置することで、ごみ処理をこれまで停滞させることなく安定的に実施してまいりました。新たな用地を取得することは、本市のように高度な土地利用がされている現状から、用地の選定及び取得が極めて難しいことや都市計画法の都市施設（ごみ焼却場）としての位置づけ等を考慮すると、困難な状況にあると考えられます。このため、現在の堤根処理センターの場所での建替えを行う計画としています。 本市では、今後も人口増加がしばらく続く予測となっており、全市のごみを臨海部で処理することは難しいと考えています。普通ごみは生ごみも多く含むため、公衆衛生上、迅速に処理することが必要であることや、収集場所から処理センターの搬入までの距離により環境負荷の増減に影響することなどから、発生したごみは直近の処理センターで処理されるよう効果的・効率的な配置が必要となります。

(3) その他

(1) その他	
①防犯等について	
②ヨネッティー堤根の駐車場について	
③プライバシーの確保について	
市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
①防犯等について	
現在より、より高層な建物の影響により、近隣がより暗くなることが想定されるが、防犯等への対策は検討しているか。	周囲の市道堤根1号線、2号線については外灯が無く、堤根処理センター内の照明にて照らされている状況です。今回の敷地でも道路側に照明を配置し、夜間の防犯対策になるように計画します。
〔施設稼働後の近隣道路における安全面への影響について〕 景観保護の観点から高さ1.8mの外壁で施設の周りを囲う説明が資料にありました。 近隣を利用する住民からは気遣いいただき非常にありがたいのですが、反面塀により近隣道路が暗くなってしまうと考えます。 現に今も暗い状況です。 安全面に影響がある認識ですので対策をお願いいたします。 ※2/26の近隣住民説明会では、施設周辺に配置予定の街頭にて施設内外の明るさを確保いただけるよう計画している、とご説明いただきました。	
② ヨネッティー堤根の駐車場について	
ヨネッティー堤根の改装に伴い、フィットネス施設を新設すること。プール以外の利用者も増加するため隣接する駐車場を施設横ではなく南武線路沿いの空き地にして欲しい。以前より利用者の不正改造車による排気音が精神的ダメージを受けている。(以前にプールの従業員に連絡したが、改善されず) そもそも運動しに来るのだから、それほど離れていない距離を歩くに問題無いと思われる。(過去に臨時駐車場として開放していた実績もある) 利用者の立場からすればこれまでの駐車場に駐車するには、一方通行道路のため利便性が悪いと思われる。道路出口も踏切に近いこともあり時間が掛かる。	堤根処理センターでは、限られた敷地内に敷地構内通路や緑地の確保、計量棟などの必要施設を配置する必要がありますが、堤根敷地では全ての施設、緑地の確保ができないため、南武線横の柳町敷地を利用し倉庫等の設置、緑地の確保を検討しており、ヨネッティー堤根利用者用の駐車場設置は計画していません。 ヨネッティー堤根の駐車場につきましては、駐車場の監視を行い、違法駐車や近隣の皆様に迷惑となる行為があった場合は適切な措置を講じるように努めてまいります。 また、敷地内に車の待機するスペースを設け、前面道路での車の滞留が起きないように配慮した計画としてまいります。

市民意見等の概要	指定開発行為者の見解
③ プライバシーの確保について	
植栽を伐採したため、フィットネス施設から当マンション内部（居室）が丸見えとなる懸念がある。目隠しのための植林等の配慮をご検討願いたい。 もしくは、フィットネス施設の地下化でトレーニング側にとっても外部からの視線を気にせずに集中できると思われる。	施設の設計について、整備予定地周辺の住宅地等への視線等、プライバシーへの配慮を施設計画の条件としており、設計や植栽の配置で配慮いたします。 地下化につきましては、本地域がハザードマップ上の浸水地域となっており、地下化の計画は難しいと考えております。

第 16 章 条例準備書に対する審査結果と 指定開発行為者の見解

第16章 条例準備書に対する審査結果と 指定開発行為者の見解

条例審査書の送付を受け、この条例審査書の市長の意見に対する指定開発行為者の見解及びこれらを踏まえて条例準備書の内容に検討を加えた結果は、表16－1(1)～(3)に示すとおりである。

本事業の実施に当たっては、条例審査書で指摘された事項を遵守し、周辺環境の保全により一層の配慮のうえ事業を進める計画である。

表 16-1 (1) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目		条例審査書の審査結果及び内容
(1) 全般的事項		本指定開発行為は、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設の建設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。 また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。
(2) 環境影響評価項目に関する事項	ア 温室効果ガス	脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。
	イ 大気（大気質、悪臭） （ア）大気質	ごみ焼却処理施設の稼働時には、運転条件等により排出ガス量や性状が変動することから、連続モニタリングや事後調査を行い、大気汚染物質の濃度等を把握すること。 また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
	（イ）悪臭	当施設は周辺住宅地に近接しており、周辺へ悪臭が漏洩していないことを把握しておくとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
	ウ 地盤（変状）	計画地が住宅地及び鉄道に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
	エ 土壌汚染	土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。
	オ 騒音・振動・低周波音 （ア）騒音	計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知すること。
	（イ）振動	計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。
	（ウ）低周波音	計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
	カ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土） （ア）一般廃棄物	計画地が住宅等に近接していることから、焼却灰の搬出に当たっては、周辺環境への影響を防止するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
本事業の実施に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、条例審査書の内容を確実に遵守します。 また、工事着手前には周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ります。	第1章 指定開発行為の概要 4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容 【条例準備書：記載なし】	計画地に現場事務所を設け問い合わせに対応することや工事着手前に工事説明等を行うことを記載しました。 【条例評価書：p. 70】
条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、施設整備計画等の進捗に合わせて、計画建物のエネルギー使用量の更なる削減等に繋がる措置について検討します。	—	—
ごみ焼却処理施設の供用後には、公害防止自主基準値を遵守するとともに、排出ガスの連続モニタリングや事後調査を行い、大気汚染物質の濃度等を把握します。 また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることに配慮し、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	第13章 事後調査計画 3 事後調査の内容 【条例準備書：p. 556】	大気質の供用時の事後調査については、最大付加濃度出現地点付近が風下となる南寄りの風が卓越する傾向にある夏季に実施する内容に修正しました。 【条例評価書：p. 560】
計画地が住宅に近接していることに配慮し、施設稼働後は悪臭の漏洩について日常的な点検を行うとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
計画地が住宅地及び鉄道に近接していることに配慮し、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議します。	—	—
計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることに配慮し、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。また、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ります。	—	—
計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることに配慮し、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。また、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ります。	—	—
計画地が住宅等に近接していることに配慮し、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
計画地が住宅等に近接していることに配慮し、焼却灰の搬出に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—

表 16-1 (2) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項	(イ) 産業廃棄物 既存の煙突等の解体時にダイオキシン類等の飛散が懸念されること、また、既存施設の一部でアスベスト含有建材を使用していることから、既存施設の解体等に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
	(ウ) 建設発生土 処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。
	キ 緑（緑の質、緑の量） （ア）緑の質 ①既存樹木の保全を検討するとともに、伐採する樹木についてはその理由を条例環境影響評価書にて明らかにするとともに、②植栽予定の地被類については、各ゾーニングの成育環境に合わせて適切に選択すること。 また、③樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
既存の煙突等の解体時にダイオキシン類等の飛散が懸念されること、また、既存施設の一部でアスベスト含有建材を使用していることから、既存施設の解体等に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。また、その結果については、事後調査報告書で明らかにします。	—	—
建設発生土は、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告します。	—	—
①本事業は、既存の施設を解体し、新たなごみ処理施設を整備するものです。既存の施設の解体に当たっては、アスベスト等飛散防止のための隔離措置、解体ための建設機械の作業スペースの確保、解体に伴う廃棄物（鉄、コンクリートガラ等）を種類別に分別し仮置きするスペースの確保及びそれらを搬出するための車両の動線、積み出しのための建設機械の作業スペースの確保が必要となります。 また、新たに建設する施設については、排ガス処理設備の充実等に伴い建築面積が現状よりも広くなるとともに、ＪＲ東海道本線・京浜東北線及び南武線の線路に近接した空間での作業に当たっては、地盤を变形がないようにするための各種対策が必要となります。建設資材やプラント等の設備を敷地内に仮置きするスペースも必要となり、安全を十分に確保し、事業を円滑に進めるためには、現在の敷地全体を活用する必要があります。 さらに、浸水対策として盛土を行う計画であることから、敷地内にある樹木を残すことは難しいものの、事業者を決定後、詳細設計において既存樹木を含めた緑化について検討してまいります。そして、施設の供用後は、現状を上回る緑地を確保するとともに、緑の質としても現状を上回るものとなるよう十分配慮してまいりたいと考えております。	—	工事に当たって敷地内の樹木を伐採する必要がある理由を記載しました。 【条例評価書：p. 70】
②植栽予定の地被類については、予定樹種を一部見直しました。	第１章 指定開発行為の概要 ４ 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容 【条例準備書：p. 45】 第９章 環境影響評価 ７ 緑 ７．１ 緑の質 【条例準備書：p. 416、421】	地被類の植栽予定樹種から「イノデ」を削除し、「シバ類」及び「ヤブラン」を追加しました。 【条例評価書：p. 46、418、423】
③樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について市関係部署と協議します。	—	—

表 16-1 (3) 条例審査書の審査結果と指定開発行為者の見解及び審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目		条例審査書の審査結果及び内容
(2) 環境影響評価項目に関する事項	(イ) 緑の量	緑化のコンセプトとして示された4つの緑化エリアについて、計画の詳細を条例環境影響評価書で明らかにすること。また、できるだけ高木及び中木の植栽本数を増やすとともに、計画地内の樹木等について、適正な管理及び育成に努めること。
	ク 景観	建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市の関係部署との協議を行うこと。
	ケ 構造物の影響（日照障害、テレビ受信障害） (ア) 日照障害	日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。
	(イ) テレビ受信障害	障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。
	コ 地域交通（交通安全、交通混雑）	計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。
	サ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）	計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
	シ その他	敷地境界線上に配置される外塀の配置、形状については、歩行者の視野等にも配慮した計画とすること。
(3) 環境配慮項目に関する事項	環境配慮項目に関する事項	条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。
	ア 生物多様性	生物多様性に配慮した「水場」の設置にあつては、その効果の程を改めて検討すること。
	イ 気候変動の影響への適応	治水・水害対策については、異常気象や海面上昇に関する最新の将来リスク情報を参考にしつつ、電気設備の浸水対策等を行うこと。
(4) 事後調査に関する事項	事後調査に関する事項	事後調査については、工事中の「土壌汚染」及び「産業廃棄物」、供用時の「大気質」及び「緑の質」を行うとしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行うこと。 また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
4つの緑化エリアについて、計画の詳細を条例評価書に示しました。また、できるだけ高木及び中木の植栽本数を増やしました。計画地内の樹木等については適正な管理及び育成に努めます。	第1章 指定開発行為の概要 4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容 【条例準備書：記載なし】	4つの緑化エリアについて、樹高区分ごとの植栽配置図を記載しました。 【条例評価書：p. 45】
建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、周辺景観との調和に配慮し、市の関係部署との協議の上、決定します。	—	—
日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明します。	—	—
障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策を確実に実施します。	—	—
計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることに配慮し、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知します。	—	—
計画地が住宅等に近接していることに配慮し、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
敷地境界線上に配置される外塀の配置、形状については、歩行者の視野等にも配慮した計画を検討します。	—	—
条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置について積極的に取り組み、その具体的な実施の内容について市に報告します。	—	—
生物多様性に配慮した「水場」の設置については、計画を踏まえ、記載を修正しました。	第11章 環境配慮項目に関する措置 【条例準備書：p. 543】	「水場」の記載を「水盆等」に修正しました。 【条例評価書：p. 547】
治水・水害対策については、異常気象や海面上昇に関する最新の将来リスク情報を参考にしつつ、電気設備の浸水対策等を検討します。	—	—
事後調査の実施に当たっては、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項の指摘内容を踏まえ、計画的に実施します。 また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講じます。	—	—

第 17 章 その他

第17章 その他

1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施にあたって必要な主な許認可等の種類は表 17-1に示すとおりである。

表 17-1 必要な主な許認可等

許認可等	根拠法令
一般廃棄物処理施設の設置届出	廃棄物処理法第9条の3第1項

2 条例評価書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地

(1) 条例評価書の作成者

名 称：川崎市

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

代表者：川崎市長 福田 紀彦

(2) 業務受託者

名 称：八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター

住 所：神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1番7号

代表者：センター長 増田 康弘

電 話：045-340-3691

FAX：045-331-7925

3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

窓 口：川崎市 環境局 施設部 施設建設課

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2554

FAX：044-200-3923

4 参考とした資料の目録

- (1) 「川崎市大気データ」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年3月1日)
- (2) 「大気測定地点」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年3月1日)
- (3) 「ガイドマップかわさき」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年4月20日)
- (4) 「基盤地図情報数値標高モデル」
(国土地理院ホームページ 閲覧日：令和5年6月23日)
- (5) 「令和4年度 環境局事業概要－公害編－」(令和5年3月 川崎市)
- (6) 「2021年度版 環境基本計画年次報告書」(令和4年1月 川崎市)
- (7) 「川崎市公園・緑地等位置図」(令和5年3月 川崎市建設緑政局)
- (8) 「横浜市公園緑地配置図」(平成29年7月 横浜市環境創造局)
- (9) 「令和5年町丁別世帯数・人口（3月末日現在）」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月12日)
- (10) 「横浜市統計ポータルサイト（3月末日現在）」
(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年6月12日)
- (11) 「川崎市の経済（経済センサス）」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年3月1日)
- (12) 「川崎市都市計画図（幸区・川崎区）」(令和4年3月 川崎市)
- (13) 「鶴見区都市計画図」(平成31年3月 横浜市)
- (14) 「神奈川県土地利用現況図（平成27年度都市計画基礎調査）」
(神奈川県県土整備局都市部都市計画課)
- (15) 「平成17年度一般交通量調査 調査結果」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年5月16日)
- (16) 「平成22年度一般交通量調査 調査結果」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年5月16日)
- (17) 「平成27年度一般交通量調査 調査結果」
(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年5月16日)
- (18) 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」
(国土交通省ホームページ 閲覧日：令和5年7月13日)
- (19) 「横浜市営バス路線マップ」(令和5年4月 横浜市交通局)
- (20) 「川崎市バスマップ」(令和5年4月 川崎市交通局)

(21) 「路線図・乗り場案内 東版」

(川崎鶴見臨港バス株式会社ホームページ 閲覧日：令和5年4月24日)

(22) 「全エリアの路線図」(東急バス株式会社ホームページ 閲覧日：令和5年4月24日)

(23) 「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(24) 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(25) 「川崎市立学校一覧(基本情報)」

(川崎市総合教育センターホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(26) 「横浜市立学校名簿」(横浜市教育委員会ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(27) 「ここ de サーチ」

(子ども・子育て支援情報公表システムホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(28) 「図書館・市民館など」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(29) 「病院・診療所名簿」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(30) 「高齢者施設のご案内」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(31) 「高齢者福祉保健施設一覧」(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(32) 「健康・スポーツ」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月28日)

(33) 「川崎区内の公園緑地」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月15日)

(34) 「幸区内の公園緑地」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和5年6月15日)

(35) 「公園 横浜市の都市公園データ集」

(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年6月15日)

(36) 「川崎市地域文化財ガイドブック」

(川崎市教育委員会ホームページ 閲覧日：令和5年6月27日)

(37) 「文化財ハマ Site」(横浜市教育委員会ホームページ 閲覧日：令和5年6月27日)

(38) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年6月27日)

(39) 「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 閲覧日：令和5年7月14日)

(40) 「令和3年度 大気環境及び水環境の状況等について」(令和4年7月 川崎市)

(41) 「令和3年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」

(令和4年7月 横浜市環境創造局)

(42) 「平成30年度 大気環境及び水環境の状況等について」(令和元年7月 川崎市)

(43) 「環境報告書 2021(令和3)年度版」(川崎市環境局 堤根処理センター)

(44)「令和３年 関東地方一級河川の水質現況」

(令和４年７月 国土交通省関東地方整備局)

(45)「水文水質データベース」(国土交通省ホームページ 閲覧日：令和５年７月２４日)

(46)「地盤情報 市内の標高」(川崎市ホームページ 閲覧日：令和５年７月１４日)

修正箇所一覧

修正箇所一覧

条例評価書修正箇所 【記載ページ】		修正理由等	条例準備書の記載内容 【記載ページ】	条例評価書の 記載内容
第1章	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (2) 事業立案の経緯 ア 廃棄物処理事業の状況 【p. 4】	橋処理センターの竣工についての記載を修正しました。	(竣工) 令和6年3月(予定) 【p. 4】	(竣工) 令和6年3月
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (2) 事業立案の経緯 ア 廃棄物処理事業の状況 【p. 4】	既存の堤根処理センターの稼働の休止についての記載を修正しました。	注) 既存の堤根処理センターは、令和6年3月末休止予定である。 【p. 4】	注) 既存の堤根処理センターは、令和6年3月末 <u>休止</u> 。
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (2) 事業立案の経緯 ウ 今後のごみ焼却処理施設の整備方針 【p. 6】	橋処理センターの立替工事についての記載を修正しました。	現在、最も稼働年数が長い橋処理センター(昭和49年稼働)を休止し立替工事を進めているところであり、橋処理センターが完成した後、 【p. 6】	<u>令和6年3月に最も稼働年数が長い橋処理センター(昭和49年稼働)の建替工事を完了し、その後、</u>
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 ア 緑化計画 【p. 43】	生物多様性に関する記載を削除しました。	まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物を呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。さらに、 【p. 43】	(削除)
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 ア 緑化計画 【p. 43】	公開空地ゾーンの記載を修正しました。	市民が通る公開空地や道路沿いなどは、四季の彩りが楽しめるような木々を選定し、低木、中木を中心とした配置とする。 【p. 43】	堤根敷地北側の敷地境界の一部を地域住民等が通ることができるよう公開空地とし、通行者が四季の彩りを楽しめるよう、低木を中心とした樹種の選定及び配置とする。
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 ア 緑化計画 【p. 43】	都市型森林ゾーンの記載を修正しました。	堤根敷地との緑化地中間の連続性や景観上の効果も配慮し、都市と自然が共生する空間を創出する。 【p. 43】	柳町敷地に高木を中心としたまとまった緑地を創出し、宅地化が進む計画地周辺におけるみどり拠点としての役割を担う。また、ヒートアイランド現象の緩和等にも貢献するとともに、生活空間における緑を充実させる。

	条例評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	条例準備書の記載内容 【記載ページ】	条例評価書の 記載内容
第1章	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 ア 緑化計画 【p. 44】	堤根敷地の南西側の緩衝帯ゾーンとフラットグリーンゾーンとの境界を修正しました。	図 1-21 緑化計画図 【p. 44】	図 1-21 (1) 緑化計画図
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 ア 緑化計画 【p. 45】	緑化計画図の図面を追加しました。	—	図 1-21 (2) 緑化計画図
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 イ 植栽予定樹種 【p. 46】	フラットグリーンゾーンの記載を修正しました。	カナメモチやキンモクセイ等の常緑樹を、 【p. 45】	カナメモチやシャリンバイ等の中低木の常緑樹を、
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 イ 植栽予定樹種 【p. 46】	緩衝帯ゾーンの記載を修正しました。	マデバシイ、アラカシ等の常緑樹を、 【p. 45】	敷地内及び市道堤根1号線の維持・管理に配慮し、マデバシイ、アラカシ等の常緑樹を、
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 イ 植栽予定樹種 【p. 46】	公開空地ゾーンの記載を修正しました。	四季の彩りが楽しめるようツバキやアジサイ類、ドウダンツツジ等の中低木を植栽する。 【p. 45】	四季の彩りが楽しめるようアジサイ類、ドウダンツツジ等の低木を植栽する。
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 イ 植栽予定樹種 【p. 46】	植栽本数等を修正しました。	高木 計 260 本 中木 計 520 本 低木 計 6,240 本 地被類 約 3,000 m ² 【p. 45】	高木 計 507 本 中木 計 799 本 低木 計 7,081 本 地被類 約 1,600 m ²
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 イ 植栽予定樹種 【p. 46】	地被類の植栽予定樹種を修正しました。	イノデ、オオバジャノヒゲ 等 【p. 45】	オオバジャノヒゲ、シバ類、ヤブラン 等
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (10) 交通計画 ア 収集車両等車両計画 【p. 50】	ごみ関係車両ルート図を搬入・搬出を区別して記載しました。	図 1-23 ごみ関係車両走行ルート図 【p. 49】	図 1-23 ごみ関係車両走行ルート図
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (10) 交通計画 イ 駐車場計画 【p. 51】	アイドリングストップに関する記載を追加しました。	—	なお、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、駐車場には施設利用者に対してアイドリングストップを周知する看板を設置する。
	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (14) 施工計画 オ 解体撤去工事計画 【p. 70】	工事に当たって敷地内の樹木を伐採する理由を記載しました。	—	工事に当たって敷地内の樹木を伐採する理由を記載しました。

条例評価書修正箇所 【記載ページ】		修正理由等	条例準備書の記載内容 【記載ページ】	条例評価書の 記載内容
第1章	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (14) 施工計画 カ 工事中の環境保全対策 【p. 70】	工事中の問合せ窓口に関する記載を追記しました。	—	工事の実施にあたっては、計画地に現場事務所を設け、周辺住民からの問い合わせ等に対応するものとする。また、工事着手前には工事説明会等を行い、環境影響に係る低減策や問い合わせ窓口等について周知を図る計画である。
第9章	7 緑 7. 1 緑の質 (1) 現地調査 エ 調査結果 【p. 410】	樹木活力度の調査結果を修正しました。	「A」が57種、「B」が5種 マテバシイ A 【p. 408】	「A」が56種、「B」が6種 マテバシイ B
	7 緑 7. 1 緑の質 (1) 現地調査 エ 調査結果 【p. 412】	樹木活力度の調査結果を修正しました。	「A」が82種、「B」が5種 サンゴジュ B 【p. 410】	「A」が83種、「B」が4種 サンゴジュ A
	7 緑 7. 1 緑の質 (1) 現地調査 エ 調査結果 【p. 418】	植栽本数等を修正しました。	高木 計260本 中木 計520本 低木 計6,240本 地被類 約3,000㎡ 【p. 416】	高木 計507本 中木 計799本 低木 計7,081本 地被類 約1,600㎡
	7 緑 7. 1 緑の質 (1) 現地調査 エ 調査結果 【p. 418】	地被類の植栽予定樹種を修正しました。	イノデ、オオバジャノヒゲ等 【p. 416】	オオバジャノヒゲ、シバ類、ヤブラン等
	7 緑 7. 1 緑の質 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 422】	生物多様性に関する記載を削除しました。	本事業では、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物と呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。上記計画を踏まえた上で、 【p. 420】	(削除)
	7 緑 7. 1 緑の質 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 423】	地被類の植栽予定樹種を修正しました。	イノデ オオバジャノヒゲ 【p. 421】	オオバジャノヒゲ シバ類 ヤブラン
	7 緑 7. 1 緑の質 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 424】	堤根敷地の南西側の緩衝帯ゾーンとフラットグリーンゾーンとの境界を修正しました。	図9.7.17 環境特性に留意する緑化範囲 【p. 422】	図9.7.17 環境特性に留意する緑化範囲

条例評価書修正箇所 【記載ページ】		修正理由等	条例準備書の記載内容 【記載ページ】	条例評価書の 記載内容
第9章	7 緑 7. 1 緑の質 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 426】	土壌を入れ替える必要がないエリアの必要植栽本数を修正しました。	高木 60 本 中木 520 本 低木 6,148 本 地被類 約 3,000 m ² 【p. 424】	高木 <u>95</u> 本 中木 <u>799</u> 本 低木 <u>7,081</u> 本 地被類 約 <u>1,600</u> m ²
	7 緑 7. 1 緑の質 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 426】	植栽に必要な土壌量を修正しました。	高木 約 20 m ³ 中木 約 58 m ³ 低木 約 449 m ³ 地被類 約 450 m ² 合計 約 977 m ³ 【p. 424】	高木 約 <u>31</u> m ³ 中木 約 <u>89</u> m ³ 低木 約 <u>517</u> m ³ 地被類 約 <u>240</u> m ² 合計 約 <u>877</u> m ³
	7 緑 7. 1 緑の質 (3) 予測及び評価 ウ 評価 【p. 427】	生物多様性に関する記載を削除しました。	本事業では、在来種を中心として、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物と呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。これに基づき選定した 【p. 425】	(削除)
	7 緑 7. 1 緑の質 (3) 予測及び評価 ウ 評価 【p. 427】	植栽に必要な土壌量の記載を修正しました。	約 4,237 m ³ 【p. 425】	約 <u>4,137</u> m ³
	7 緑 7. 2 緑の量 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 435】	堤根敷地の南西側の緩衝帯ゾーンとフラットグリーンゾーンとの境界を修正しました。	図 9.7.2.2 緑化計画図 【p. 433】	図 9.7.2.2(1) 緑化計画図
	7 緑 7. 2 緑の量 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 436】	緑化計画図の図面を追加しました。	—	図 9.7.2.2(2) 緑化計画図
	7 緑 7. 2 緑の量 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 437】	植栽本数を修正しました。	高木 260 本、中木 520 本、低木 6,240 本 【p. 434】	高木 <u>507</u> 本、中木 <u>799</u> 本、低木 <u>7,081</u> 本
	7 緑 7. 2 緑の量 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 437】	生物多様性に関する記載を削除しました。	本事業では、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物と呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。上記計画を踏まえた上で、 【p. 434】	(削除)

条例評価書修正箇所 【記載ページ】		修正理由等	条例準備書の記載内容 【記載ページ】	条例評価書の 記載内容
第9章	7 緑 7. 2 緑の量 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 437】	植栽本数を修正しました。	高木 計 260 本 中木 計 520 本 低木 計 6,240 本 【p. 434】	高木 計 <u>507</u> 本 中木 計 <u>799</u> 本 低木 計 <u>7,081</u> 本
	7 緑 7. 2 緑の量 (3) 予測及び評価 ア 予測 【p. 437】	植栽本数の変更に伴い、過不足本数を修正しました。	高木 -260 (低木 1,560 本に相当) 中木 -520 (低木 1,560 本に相当) 低木 3,120 【p. 434】	高木 -13 (低木 78 本に相当) 中木 -241 (低木 723 本に相当) 低木 <u>3,961</u>
	10 地域交通 10. 1 交通安全、交通混雑 (3) 予測及び評価 ア 工事用車両の走行に係る影響 【p. 527】	交差点A(南幸町二丁目交差点)断面cの流入車線を修正しました。	左折・直進 【p. 524】	<u>左折</u>
第11章	環境配慮項目に関する措置 【p. 547】	生物多様性の供用時の措置の内容を修正しました。	水場や生き物と呼ぶ木々を選定・配置し、 【p. 543】	<u>生き物と呼ぶ木々及び水盆等を選定・配置し、</u>
	環境配慮項目に関する措置 【p. 547】	地球温暖化対策の工事中の措置の内容を修正しました。	川崎市グリーン購入方針 【p. 543】	<u>川崎市グリーン購入推進方針</u>
第12章	環境影響評価の結果 【p. 555】	緑の質に関する環境影響評価の結果を修正しました。	本事業では、在来種を中心として、まちなかに生き物の生息・生育拠点を創出・育成する取組を進めるため水場や生き物と呼ぶ木々の選定・配置を基本とし、生物多様性に配慮した計画とする。これに基づき選定した 【p. 551】	(削除)
	環境影響評価の結果 【p. 555】	緑の質に関する環境影響評価の結果を修正しました。	植栽必要土壌量は約 4,237m ³ と予測し、 【p. 551】	植栽必要土壌量は約 <u>4,137m³</u> と予測し、
第13章	3 事後調査の内容 【p. 560】	大気質の調査頻度(事後調査を行う季節)を修正しました。	<u>大気汚染物質の濃度が高くなる傾向のある冬季に1回</u> 【p. 556】	<u>最大付加濃度出現地点付近が風下となる南寄りの風が卓越する傾向にある夏季に1回</u>

